

○総務省令第百十三号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第三十八条の二の規定に基づき、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年十一月二十四日

総務大臣 原口 一博

特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令

特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第五十一号及び第五十四号中「陸上移動局」の下に「（中継を行うものを除く。）」を加える。

「
第一条二第

「
第一条二第

「
第一条二第

「
第一条二第

○	○	○	○	備設線無の号九十四第項
---	---	---	---	-------------

○	○	○	○	備設線無の号九十四第項
---	---	---	---	-------------

○	○	○	○	備設線無の号三十五第項
---	---	---	---	-------------

○	○	○	○	備設線無の号三十五第項
---	---	---	---	-------------

別表第一号一(3)アの表中

○	○							
---	---	--	--	--	--	--	--	--

を

注○	17注○							
----	------	--	--	--	--	--	--	--

に、

○	○							
---	---	--	--	--	--	--	--	--

を

注○	17注○							
----	------	--	--	--	--	--	--	--

に改め、同表注17を次のように改める。

							○		
--	--	--	--	--	--	--	---	--	--

							○		21
--	--	--	--	--	--	--	---	--	----

							○		
--	--	--	--	--	--	--	---	--	--

							○		21
--	--	--	--	--	--	--	---	--	----

17 設備規則第四十九条の六の三第三項に規定する無線設備、第四十九条の六の四第三項に規定す

る無線設備、第四十九条の六の五第三項に規定する無線設備、第四十九条の六の六第四項に規定

する無線設備、第四十九条の二十八第四項に規定する無線設備（再生中継方式（設備規則第四十

九条の二十八第四項第三号に規定する再生中継方式をいう。以下同じ。）以外の中継方式による

中継を行うものに限る。）又は第四十九条の二十九第四項に規定する無線設備（再生中継方式以

外の中継方式による中継を行うものに限る。）にあつては、実施する試験項目に増幅度特性を含

む。

別表第一号一(3)アの表注に次のように加える。

21 再生中継方式以外の中継方式による中継を行う無線局の無線設備を除く。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。